

所得税の確定申告が必要な方

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和2年中の所得合計額から所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当控除の額や年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方
- ② 公的年金等の収入のみの方で、公的年金等に係る雑所得の金額が所得控除の合計額より多い方(ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要はありません。右の「町民税・県民税の申告が必要な方」をご覧ください)
- ③ 給与収入が2,000万円を超える方
- ④ 給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑤ 給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与収入と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ⑥ 中途退職などにより年末調整を受けていない方

【注意事項】

- ▽ 所得税の確定申告の必要がなく、還付のために申告する方も、全ての所得を申告する必要があります。(申告しないことを選択できる所得を除く)
- ▽ ワンストップ特例の適用を申請したふりさと納税に係る寄附金も、確定申告をする方は併せて申告が必要になります。

町民税・県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方で、令和3年1月1日現在町内に在住し、次のいずれかに該当する方

※ 町民税・県民税の申告が必要だと思われる方には、1月下旬に役場から申告書を送付します。申告書が届かない方であっても申告が必要になる場合があります。

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、所得税の確定申告が必要でない方
- ② 年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを申告する方
- ③ 給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
- ④ 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得を所得税と異なる課税方式で申告する方
- ⑤ 令和2年中に収入がない方、あるいは非課税所得(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみであり、ご自身の扶養にもなっていない方

【注意事項】

上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、確定申告書を提出している場合でも納税通知書が送達される日までに町民税・県民税申告書を提出した場合は、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できます。申告者の自己責任の下、「申告不要制度適用・総合課税・申告分離課税」を選択してください。

申告時に必要なもの

申告をする方は、所得や申告の内容に応じて必要な書類を用意してください。

詳しくは「確定申告の手引き」などで確認してください。

- ① マイナンバーカード、通知カード(記載事項に変更がない場合に限る)と運転免許証などの顔写真付き身分証
- ② 印鑑(朱肉の使えるもの)
- ③ 給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- ④ 営業所得、農業所得、不動産所得がある方は、作成済みの収支内訳書または青色申告決算書
- ⑤ 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書(一般・個人年金・介護)、地震保険料控除証明書
- ⑥ 社会保険料控除を受ける方は、各種社会保険料控除証明書または各領収書
- ⑦ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- ⑧ 医療費控除を受ける方は、令和2年中に支払った医療費控除の明細書(領収書の添付では医療費控除は受けられません)なお、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、自己の健康保持増進のための一定の取り組みを行ったことを証明する書類も必要です。(詳しくは6ページ「医療費控除の申告について」をご覧ください)
- ⑨ 寄附金控除を受ける方は、寄附金の領収書または証明書
- ⑩ 申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ⑪ 「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)

